

税務相談室

医業の収入金額

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 私はへき地で診療所を経営する医師ですが、地方公共団体から損失補償金（医師の引き止め策として政策的な意味をもつものとされています）として、年間240万円受領していますが、これは課税の対象になりますか。課税になる場合は何所得になるのでしょうか。

2. 私は医業を営んでいますが、このたびハローワークの紹介で障害者を雇用したことにより、特定就職困難者雇用開発助成金の交付を受けました。

この給付金は課税の対象になりますか。課税の対象になるとすれば何所得となりますか。

3. 私は某医科大学の教授をしています。今年大学から研究費として300万円および功労金500万円を受け取りました。研究費については、支出明細をすべて大学へ提出してあります。この研究費および功労金については課税されるのでしょうか。

回答

1. 医業に係る事業所得の収入金額として課税の対象になる。

地方公共団体から、へき地にある診療所の経営者である医師に支払われる損失補償金（収益補助金、仕度金等その他のいろいろの名目があるようです）は、医師引き止め策等として、政策的に経済援助を行うものと思われます。

ところで、その損失補償金がへき地で開業しているため生ずる損失を補てんするための補償金であるのか、あるいは収益の補助を目的とする補償金であるのか必ずしも明らかではありませんが、いずれにしてもその補償金は、事業の収益の補償としての性質を持つものと解されますので、医業に係る事業所得の総収入金額に算入することになります。

なお、あなたが受け取られた240万円の補償金は、診療報酬以外の収入金額ですから医業活動に付随する雑収入として事業所得の総収入金額に算入されることとなります。

したがって、この補償金については医師課税の特例の適用はないこととなります。

2. 事業所得として課税の対象になる。

障害者の雇用に関連して事業主が国等から給付を受ける給付金（事業主給付金）には、特定求職者雇用開発助成金制度に基づく特定就職困難者雇用開発助成金や障害者雇用給付金制度に基づく障害者雇用調整金などがあります。

特定就職困難者雇用開発助成金は、公共職業安定所等の紹介により高齢者や障害者等の就職が特に困難な者を雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するために給付されるものですが、この給付金は、その事業主が営む業務に係る所得の計算上、収入金額に算入することに取り扱われています。したがって、あなたが交付を受けた特定就職困難者雇用開発助成金は診療に係る収入ではありませんので、事業に付随した雑収入として事業所得の総収入金額に算入することとなります。

なお、一定数の障害者を雇用している事業主に対して、施設・設備の整備等に係る経済的負担の軽減を目的として給付される障害者雇用調整金も、同様に雑収入として取り扱われます。

3. 研究費についてはその内容によって非課税、功労金は一時所得として課税の対象となる。

大学に勤務する教授、准教授、講師および助手等が、その勤務する大学から受ける研究費、出版助成金、表彰金などについては、次のとおり取り扱うこととされています。

(1) 教授等の地位または資格に応じて、年額または月額により支払われる研究費は原則として、その支払を受ける教授等の給与所得

(2) 与えられた研究テーマまたは教授等の選択した研究テーマの研究費として、前もって支払を受ける研究奨励金は、大学がその研究のため支払明細を求め、かつ、購入した物品はすべて大学の資産となるものを除いて給与所得

(3) 出版助成金については、その出版の内容によって、事業所得または雑所得に区分されますので、出版助成金もそれぞれの所得の収入金額

(4) 学術上の研究に特に成果を挙げた場合や、教育上特に功労があったものとして大学が支払う表彰金などについては一時所得

したがって、ご質問の研究費については上記(2)に該当する場合には所得税は課税されませんが、功労金については上記(4)に該当する場合には一時所得として課税されることとなります。